

広島県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中本薬局	呉市本通五丁目一番二八号	平成二十四年五月一日
訪問看護ステーション かもめ	三原市城町三丁目五番六号	平成一八年一月一日
アイリス薬局	尾道市長江一丁目二三番七号	平成二十四年六月一日
ひがき眼科	府中市元町五七六番地九	平成二十四年六月一日
子鹿医療療育センター	三次市粟屋町柳迫一六六四番地	平成二十四年四月一日
かわきた薬局	庄原市川北町一五八番地五	平成二十四年五月二八日
いけがみ小児歯科	東広島市西条町寺家六五三七番地一一	平成二十四年五月二九日
あかね薬局 海田店	安芸郡海田町堀川町三番五号	平成二十四年五月一日